

三重県特別支援教育推進基本計画 最終案 新旧対照表

最終案(新)	中間案(旧)	備考
--------	--------	----

目次

*本計画において、小学校、中学校、小中学校の表記には義務教育学校を含みます。		説明の追加
--	--	-------

全体

小学校、中学校、小中学校	小学校等、中学校等、小中学校等	字句修正
--------------	-----------------	------

はじめに

(※1) 合理的配慮：障がいのある人から、社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者は、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、負担が重すぎる理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが必要です。（「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」リーフレット）	(※1) 合理的配慮：障害者が他の者と平等に全ての人権および基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（「障害者の権利に関する条約」第2条）	(P1) 修正
--	--	------------

第Ⅰ章 切れ目ない支援体制の充実

1 早期からの一貫した支援の充実 【資料4】通常の学級	1 早期からの一貫した支援の充実 【資料4】通常学級	(P5) 修正
医療・保健・福祉・労働等の関係機関	保健・医療・福祉・労働等の関係機関	(P5) 修正
(※5) 支援情報ファイル（パーソナルカルテ）：本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。支援情報を円滑かつ確実に引継ぐために、保護者が学校・進路先・関係機関等と支援情報を共有する。市町が作成した独自様式の支援	(※5) 支援情報ファイル（パーソナルカルテ）：本人および保護者が支援に必要な情報（成育歴等）を記入して作成するファイル。日常的な管理は本人および保護者が行い、学校や関係機関等から提供を受けた情報（「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」、母子手帳、お薬手帳等）を追加して綴じ込んでいくファイル形式のもの。県教育委員会ではパーソナルカルテとして平成24年度から提供。	(P5) 修正

三重県特別支援教育推進基本計画 最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (旧)	備 考
情報ファイルを使用している地域もある。	市町が作成した独自様式の支援情報ファイルを使用している地域もある。	
<u>医療・保健・福祉・教育等</u>	保健・福祉・教育等	(P6) 追加
幼稚園・保育所等の就学前から卒業後までの	幼稚園・保育所等就学前から卒業後までの	(P8) 追加
<u>医療・福祉・保健・労働等関係機関</u>	医療や福祉、保健、労働等、関係機関	(P8) 修正
<u>授業の終了後または休業日に</u>	授業の終了後又は休業日に	(P9) 修正
3 支援情報の円滑な引継ぎの充実 <u>放課後等デイサービス事業者については、厚生労働省の「放課後等デイサービスガイドライン」に、保護者の同意を得たうえで、学校から「個別の教育支援計画」等についての情報提供を受けること、放課後等デイサービス事業所の放課後等デイサービス計画を学校に提供すること、医療機関や専門機関との連携を図ることなどについて示されていることから、これらの機能が十分果たせるよう関係機関との連携を進めます。</u>	3 支援情報の円滑な引継ぎの充実 放課後等デイサービス事業所に対して、「個別の教育支援計画」や支援情報ファイルを活用し、保護者の同意のもと、学校での支援情報を提供することで、教育・家庭・福祉との連携を進めます。	(P10) 記述 内容 の 充 実
<u>支援情報ファイル（パーソナルカルテ）（平成24年度作成）の活用数は年々増加していますが、本人・保護者にとってより使いやすいものになるよう、乳幼児期からの支援情報の記載等内容を充実するとともに、「パーソナルファイル」と名称変更します。引き続きリーフレット等を活用し、支援情報ファイルの認知度を高めます。</u>	パーソナルカルテ（平成24年度作成）の活用数は年々増加していますが、乳幼児期からの支援情報が記載でき、本人・保護者にとってより使いやすいものになるよう、支援情報ファイルとして再構成して普及に努めるとともに、リーフレット等を活用し、支援情報ファイルの認知度を高めます。	(P10) 内 容 の 追 加
これらの計画に基づく一人ひとりの特性に応じた指導・支援を行います。また、特別な支援を必要とする子どもたちだけでなく、全ての子どもにとってわかりやすい授業づくりや環境調整を行うことができるよう、全ての教員が特別支援教育に関する知識・理解を高めることが必要です。さらに、周りの子どもが	これらの計画に基づく一人ひとりの特性に応じた指導・支援を行うとともに、特別な支援を必要とする子どもたちだけでなく、全ての子どもにとってわかりやすい授業づくりや環境調整を行うことができるよう、全ての教員が特別支援教育に関する知識・理解を高めることが必要です。また、周りの子どもが	(P10) 修 正

第Ⅱ章 小中学校における特別支援教育の推進

2 通級による指導・支援の充実	2 通級による指導・支援の充実	(P15)
-----------------	-----------------	-------

三重県特別支援教育推進基本計画 最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (旧)	備 考
<p>通常の学級においてできる具体的な支援内容や教室環境の整備に関する助言を行うなど、</p> <p>(※13) 自立活動：一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導領域。心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものが自立活動であり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担う。(参照：22頁) <u>自立活動の6区分27項目</u> 必要な項目を選定し、相互に関連付けて具体的な指導内容を決定する。</p> <p>○健康の保持</p> <p><u>生活のリズムや生活習慣の形成</u>に関すること。 <u>病気の状態の理解と生活管理</u>に関すること。 <u>身体各部の状態の理解と養護</u>に関すること。 <u>障害の特性の理解と生活環境の調整</u>に関すること。 <u>健康状態の維持・改善</u>に関すること。</p> <p>○心理的な安定</p> <p><u>情緒の安定</u>に関すること。 <u>状況の理解と変化への対応</u>に関すること。 <u>障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲</u>に関すること。</p> <p>○人間関係の形成</p> <p><u>他者とのかかわりの基礎</u>に関すること。 <u>他者の意図や感情の理解</u>に関すること。 <u>自己の理解と行動の調整</u>に関すること。 <u>集団への参加の基礎</u>に関すること。</p> <p>○環境の把握</p> <p><u>保有する感覚の活用</u>に関すること。 <u>感覚や認知の特性についての理解と対応</u>に関すること。 <u>感覚の補助及び代行手段の活用</u>に関すること。 <u>感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動</u>に関すること。 <u>認知や行動の手掛かりとなる概念の形成</u>に関すること。</p> <p>○身体の動き</p> <p><u>姿勢と運動・動作の基本的技能</u>に関すること。 <u>姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用</u>に関すること。 <u>日常生活に必要な基本動作</u>に関すること。 <u>身体の移動能力</u>に関すること。</p>	<p>通常の学級においてできる具体的な支援内容や教室環境の整備に関する助言を行うことで、</p> <p>(※13) 自立活動：一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導領域。心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものが自立活動であり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担う。</p>	<p>修正</p> <p>(P15) 説明の追加</p>

三重県特別支援教育推進基本計画 最終案 新旧対照表

最終案(新)	中間案(旧)	備考																																																																																																												
<u>作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。</u> <u>○コミュニケーション</u> <u>コミュニケーションの基礎的能力に関すること。</u> <u>言語の受容と表出に関すること。</u> <u>言語の形成と活用に関すること。</u> <u>コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。</u> <u>状況に応じたコミュニケーションに関すること。</u>																																																																																																														
3 特別支援学級における指導・支援の充実 【表 14】 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">(小学校)</th> <th colspan="6">(中学校)</th> </tr> <tr> <th></th><th>H27.</th><th>H28.</th><th>H29.</th><th>H30.</th><th>R.元</th> <th></th><th>H27.</th><th>H28.</th><th>H29.</th><th>H30.</th><th>R.元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弱視</td><td>3</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>5</td> <td>弱視</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td> </tr> <tr> <td>難聴</td><td>7</td><td>9</td><td>9</td><td>8</td><td>7</td> <td>難聴</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>5</td> </tr> <tr> <td>知的</td><td>288</td><td>306</td><td>310</td><td>317</td><td>343</td> <td>知的</td><td>130</td><td>135</td><td>137</td><td>136</td><td>135</td> </tr> <tr> <td>肢体</td><td>59</td><td>63</td><td>70</td><td>75</td><td>84</td> <td>肢体</td><td>23</td><td>24</td><td>19</td><td>18</td><td>15</td> </tr> <tr> <td>病弱</td><td>4</td><td>5</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td> <td>病弱</td><td>3</td><td>3</td><td>5</td><td>3</td><td>2</td> </tr> <tr> <td>自情</td><td>337</td><td>350</td><td>369</td><td>391</td><td>407</td> <td>自情</td><td>129</td><td>124</td><td>122</td><td>127</td><td>136</td> </tr> <tr> <td>合計</td><td>698</td><td>739</td><td>768</td><td>801</td><td>849</td> <td>合計</td><td>289</td><td>290</td><td>289</td><td>290</td><td>295</td> </tr> </tbody> </table> <p>(県教育委員会調べ)</p>	(小学校)						(中学校)							H27.	H28.	H29.	H30.	R.元		H27.	H28.	H29.	H30.	R.元	弱視	3	6	6	6	5	弱視	2	1	2	2	2	難聴	7	9	9	8	7	難聴	2	3	4	4	5	知的	288	306	310	317	343	知的	130	135	137	136	135	肢体	59	63	70	75	84	肢体	23	24	19	18	15	病弱	4	5	4	4	3	病弱	3	3	5	3	2	自情	337	350	369	391	407	自情	129	124	122	127	136	合計	698	739	768	801	849	合計	289	290	289	290	295		
(小学校)						(中学校)																																																																																																								
	H27.	H28.	H29.	H30.	R.元		H27.	H28.	H29.	H30.	R.元																																																																																																			
弱視	3	6	6	6	5	弱視	2	1	2	2	2																																																																																																			
難聴	7	9	9	8	7	難聴	2	3	4	4	5																																																																																																			
知的	288	306	310	317	343	知的	130	135	137	136	135																																																																																																			
肢体	59	63	70	75	84	肢体	23	24	19	18	15																																																																																																			
病弱	4	5	4	4	3	病弱	3	3	5	3	2																																																																																																			
自情	337	350	369	391	407	自情	129	124	122	127	136																																																																																																			
合計	698	739	768	801	849	合計	289	290	289	290	295																																																																																																			
<u>弱視：弱視学級</u> <u>難聴：難聴学級</u> <u>知的：知的障がい学級</u> <u>肢体：肢体不自由学級</u> <u>病弱：病弱・身体虚弱学級</u> <u>自情：自閉症・情緒障がい学級</u>	3 特別支援学級における指導・支援の充実 【表 14】 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">(小学校)</th> <th colspan="6">(中学校)</th> </tr> <tr> <th></th><th>H27.</th><th>H28.</th><th>H29.</th><th>H30.</th><th>R.元</th> <th></th><th>H27.</th><th>H28.</th><th>H29.</th><th>H30.</th><th>R.元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弱視</td><td>3</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>5</td> <td>弱視</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td> </tr> <tr> <td>難聴</td><td>7</td><td>9</td><td>9</td><td>8</td><td>7</td> <td>難聴</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>5</td> </tr> <tr> <td>知的</td><td>288</td><td>306</td><td>310</td><td>317</td><td>343</td> <td>知的</td><td>130</td><td>135</td><td>137</td><td>136</td><td>135</td> </tr> <tr> <td>肢体</td><td>59</td><td>63</td><td>70</td><td>75</td><td>84</td> <td>肢体</td><td>23</td><td>24</td><td>19</td><td>18</td><td>15</td> </tr> <tr> <td>病弱</td><td>4</td><td>5</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td> <td>病弱</td><td>3</td><td>3</td><td>5</td><td>3</td><td>2</td> </tr> <tr> <td>自情</td><td>337</td><td>350</td><td>369</td><td>391</td><td>407</td> <td>自情</td><td>129</td><td>124</td><td>122</td><td>127</td><td>136</td> </tr> <tr> <td>合計</td><td>698</td><td>739</td><td>768</td><td>801</td><td>849</td> <td>合計</td><td>289</td><td>290</td><td>289</td><td>290</td><td>295</td> </tr> </tbody> </table> <p>(県教育委員会調べ)</p>	(小学校)						(中学校)							H27.	H28.	H29.	H30.	R.元		H27.	H28.	H29.	H30.	R.元	弱視	3	6	6	6	5	弱視	2	1	2	2	2	難聴	7	9	9	8	7	難聴	2	3	4	4	5	知的	288	306	310	317	343	知的	130	135	137	136	135	肢体	59	63	70	75	84	肢体	23	24	19	18	15	病弱	4	5	4	4	3	病弱	3	3	5	3	2	自情	337	350	369	391	407	自情	129	124	122	127	136	合計	698	739	768	801	849	合計	289	290	289	290	295	(P16) 説明の追加
(小学校)						(中学校)																																																																																																								
	H27.	H28.	H29.	H30.	R.元		H27.	H28.	H29.	H30.	R.元																																																																																																			
弱視	3	6	6	6	5	弱視	2	1	2	2	2																																																																																																			
難聴	7	9	9	8	7	難聴	2	3	4	4	5																																																																																																			
知的	288	306	310	317	343	知的	130	135	137	136	135																																																																																																			
肢体	59	63	70	75	84	肢体	23	24	19	18	15																																																																																																			
病弱	4	5	4	4	3	病弱	3	3	5	3	2																																																																																																			
自情	337	350	369	391	407	自情	129	124	122	127	136																																																																																																			
合計	698	739	768	801	849	合計	289	290	289	290	295																																																																																																			
<u>共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学び合う機会として、子どもの状況に合わせて、特別支援学級と通常の学級等との交流及び共同学習（参照：39 頁）を進めることが必要です</u>	<u>共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学び合う機会として、特別支援学級と通常の学級等との交流及び共同学習（参照：39 頁）を進めることができます</u>	(P17) 内容の追加																																																																																																												
<u>市町等教育委員会と連携し、増加が顕著な自閉症・情緒障がい学級においては、一人ひとりにとって、適切な学びの場となっているかどうか検証し、よりふさわしい学びの場で学ぶことができるよう検討します。また、特別支援学校のセンター的機能を活用するなど、中学校の特別支援学級に在籍する子どもが適切な進路を選択できるよう助言します。</u>	<u>市町等教育委員会と連携し、増加が顕著な自閉症・情緒障がい学級においては、一人ひとりにとって、適切な学びの場となっているかどうか検証し、よりふさわしい学びの場で学ぶことができるよう検討します。</u>	(P18) 内容の追加																																																																																																												
<u>授業研究等を通して特別支援学級担任の専門性の向上を図るとともに、子どもの状況に応じて適切な教育課程を編成できるよう、研修会等を通じて市町等教育委員会に助言します。</u>	<u>授業研究等を通して特別支援学級担任の専門性の向上を図るとともに、より適切な教育課程を編成できるよう、助言します。</u>	(P19) 内容の追加																																																																																																												
4 小中学校における医療的ケアの支援の充実	4 小中学校における医療的ケアの支援の充実	(P20)																																																																																																												

三重県特別支援教育推進基本計画 最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (旧)	備 考
(※14) ネット DE 研修：県教育委員会が作成した、県内の教職員が各学校等より e ラーニング教材をオンデマンドで受講できる研修システム。教職員の職種および経験年数に対応した 60 分または 90 分のコンテンツ等（約 200 本）を提供し、教職員研修等に活用するもの。	(※14) ネット DE 研修：県教育委員会が作成した、県内の教職員が各学校等より e ラーニング教材をオンデマンドで受講できる研修システム。教職員の職種および経験年数に対応した 60 分または 90 分のコンテンツ等（約 230 本）を提供し、教職員研修等に活用するもの。	修正
家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、～中学校の学習指導要領では「児童」の箇所が「生徒」と表記されています。	家庭、地域および医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、	(P21) 修正

第Ⅲ章 高等学校における特別支援教育の推進

2 通級による指導 高等学校における通級による指導が制度化（※18）され、本県においては平成 31 年 4 月から伊勢まなび高等学校において通級による指導を実施しています。 高等学校における通級による指導では、発達障がい等の特別な支援を必要とする生徒が、コミュニケーションスキルを高めたり、自分の特性と職種のマッチングを図ったりするなど、自己理解を深めるとともに、社会に出てから必要とされるスキルの習得などをています。 <u>高等学校における通級の指導にあたっては、授業内容のさらなる充実を図るとともに、評価方法や単位の認定等について教員の共通理解が必要です。</u>	2 通級による指導 高等学校における通級による指導が制度化（※18）され、本県においては平成 31 年 4 月から伊勢まなび高等学校において通級による指導を実施しています。 高等学校における通級による指導では、発達障がい等の特別な支援を必要とする生徒が、コミュニケーションスキルを高めたり、自分の特性と職種のマッチングを図ったりするなど、自己理解を深めるとともに、社会に出てから必要とされるスキルの習得などをしています。	(P24) 内 容 の 追加
--	---	----------------------

第Ⅳ章 特別支援学校における教育の推進

1 特別支援学校における指導の充実 知的障がいの特別支援学校においては、小学部・中学部に在籍する子どもが増加するとともに、障がいの状態や学習状況の個人差が大きい状況があります。	1 特別支援学校における指導の充実 知的障がいの特別支援学校においては、小学部・中学部に在籍する子どもが増加しています。	(P29) 内 容 の 追加
県視覚障害センター（※21）や市町等と連携し、視覚障がいや見え方に困難さのある乳幼	県視覚障害センター（※21）等と連携し、視覚障がいや見え方に困難さのある乳幼児か	(P30) 内 容 の

三重県特別支援教育推進基本計画 最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (旧)	備 考
児から成人までを対象とした相談支援を進めます。	ら成人までを対象とした相談支援を進めます。	追加
知的障がいの特別支援学校においては、各教科の年間計画等を見直すとともに、幼稚部から高等部までの各教科間のつながりや <u>自立活動の指導内容の充実</u> についての研修を各学校で進めます。	知的障がいの特別支援学校においては、各教科の年間計画等を見直すとともに、幼稚部から高等部までの各教科間のつながりについての研修を各学校で進めます。	(P31) 内 容 の 追加
2 キャリア教育の推進 <u>企業等</u>	<u>企業</u>	(P32) (P33) 字句修正
「三重県立特別支援学校における農業教育プログラム」を活用し、作業学習や職場実習を通して農業に親しみ関心を持つとともに、経験を広げ農業分野への就労希望を実現し農業を担える人材として活躍できるよう、農福連携等を活用するなど職域を拡大します。	作業学習や職場実習を通して農業に親しみ関心を持つとともに、経験を広げ農業分野への就労希望を実現し農業を担える人材として活躍できるよう、農福連携等を活用するなど職域を拡大します。	(P35) 内 容 の 追加
3 医療的ケアの取組の充実 (※29) 教員と協働した医療的ケア：社会福祉士および介護福祉士法の一部改正(平成24年)に伴い、たんの吸引等5つの特定行為に限り、登録研修機関で研修を受けた介護職員等が、一定の条件下で制度上実施できることとなり、特別支援学校の教員についても <u>研修を受講し、資格を取得することで、実施できること</u> となった。	3 医療的ケアの取組の充実 (※29) 教員と協働した医療的ケア：社会福祉士および介護福祉士法の一部改正(平成24年)に伴い、たんの吸引等5つの特定行為に限り、登録研修機関で研修を受けた介護職員等が、一定の条件下で制度上実施できることとなり、特別支援学校の教員についても実施できることとなった。	(P36) 説 明 の 追加
<u>医療的ケアの内容</u> <u>訪問教育生</u>	<u>訪問生</u>	(P37) 説 明 の 追加
※通学生：学校で行う医療的ケア。訪問教育生：保護者が行う医療的ケア。※☆は教員ができる医療的ケアの行為。 ※一人の子どもが複数のケアを必要とする場合、ケアの内容によりそれぞれカウントしているため、【資料25】【資料26】の数字とは異なります。	※☆は教員ができる医療的ケアの行為。 ※一人の子どもが複数のケアを必要とする場合、ケアの内容によりそれぞれカウントしているため、【資料25】【資料26】の数字とは異なります。	(P37) 説 明 の 追加
安全で安心な医療的ケアを実施するために、医学的知識と技能の習得および資格を取得するための研修の他、ヒヤリハットの事例検討や学校に勤務する看護師を対象としたスキルアップ研修会を	安全で安心な医療的ケアを実施するために、ヒヤリハットの事例検討や学校に勤務する看護師を対象としたスキルアップ研修会を	(P37) 内 容 の 追加

三重県特別支援教育推進基本計画 最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (旧)	備 考
討や学校に勤務する看護師を対象としたスキルアップ研修会を実施しています。	実施しています。	
<u>文部科学省局長通知</u>	国の通知	(P38) 修正
引き続き、校内委員会の充実を図るとともに教員と学校に勤務する看護師等が連携し、安全で安心な医療的ケアを実施します。	引き続き、ガイドラインを活用し、安全で安心な医療的ケアを実施します。	(P38) 内 容 の 追加
(※31)「特別支援学校における医療的ケアガイドライン：学校における医療的ケアの今後の対応について」(平成31年3月)に基づき、本県が作成(平成31年3月)。	(※31) 特別支援学校における医療的ケアガイドライン：学校における医療的ケアの今後の対応について(平成31年3月)に基づき、本県が作成(平成31年3月)。	(P38) 修正
5 特別支援学校における安全・安心・健康な生活を送るための取組 <u>県内の学校では「防災ノート(※37)」の活用などにより、子どもたちが自分の命を自分で守るために防災教育が進められていますが、特別支援学校では、日常的に心理面や医療面で配慮が必要な子どもたちが多く通つており、南海トラフ地震等の大規模災害が発生したときに、子どもの状況に応じて安全・安心を確保するための対策が必要とされています。</u>	5 特別支援学校における安全・安心・健康な生活を送るための取組 南海トラフ地震等の発災が危惧される中、特別支援学校においては、各地域の状況等に応じた緊急マニュアル等を作成するとともに、「防災ノート(※37)」等を活用した防災教育に取り組んでいます。学校で学んだことを家庭に持ち帰り、家庭で話し合ったり、自分の住んでいる地域の避難場所を確認したりすることが必要です。	(P41) 内 容 の 充実
(※37) 防災ノート：自然災害から子どもの命を守るため、県教育委員会が作成した <u>防災学習用教材</u> 。	(※37) 防災ノート：自然災害から子どもの命を守るため、県教育委員会が作成したノート。	(P41) 修正
<u>特別支援学校防災機能強化検討委員会などの研修会や意見交換の場を通じて、特別支援学校における災害等のさまざまな課題を検討するとともに、避難訓練の実施や危機管理マニュアルの見直し等により、災害時の安全確保のための体制づくりを進めます。</u>	発災時には、安全に避難することを最優先とする必要があります。特別支援学校においては、地域の自治体等と連携した避難訓練やスクールバスの移動時での発災に備えた避難訓練等を実施するとともに、地域の状況に応じて、より安全な学校の体制を作るため、緊急マニュアル等を定期的に見直します。	(P42) 内 容 の 充実